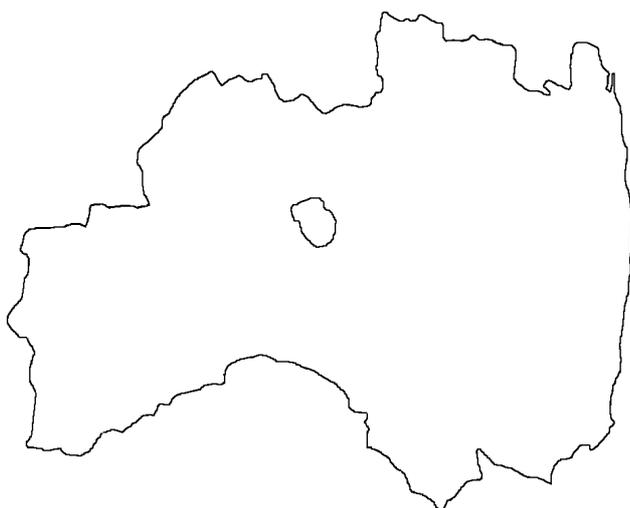


# 福島県後期高齢者医療広域連合 広域計画

計画期間 平成19年度～平成23年度



平成19年8月

福島県後期高齢者医療広域連合

# 目次

## 第1 広域計画の概要

- 1 . 広域計画策定にあたり ..... 1
- 2 . 広域計画の趣旨 ..... 1
- 3 . 広域計画の項目 ..... 2

## 第2 本広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること

- 1 . 基本目標 ..... 2
- 2 . 本広域連合が行う事務 ..... 2
- 3 . 構成市町村が行う事務 ..... 4

## 第3 広域計画の実施期間及び改定に関すること

- 1 . 広域計画の実施期間 ..... 4
- 2 . 広域計画の改定 ..... 4

- 
- 資料編 ..... 5

## 第 1 広域計画の概要

### 1 広域計画策定にあたり

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、国民生活や意識の多様化など、大きな環境の変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、抜本的な医療制度の見直しが行われることとなりました。

その中で、平成 18 年 6 月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が公布され、高齢者世代と現役世代の負担を明確にした公平でわかりやすい新たな高齢者医療制度である後期高齢者医療制度が、平成 20 年 4 月から実施されることになりました。

この後期高齢者医療制度の運営主体は、財政の安定化を図るため、都道府県を区域とした全市町村が加入する広域連合とされ、平成 18 年度の末日までに設置することが義務付けられました。

これを受けて、福島県においても、すべての市町村の総意のもと、平成 19 年 2 月 1 日に福島県後期高齢者医療広域連合（以下「本広域連合」という。）が設置されたところです。（資料 1）

本県における高齢化は全国平均よりも高い水準にあり、75 歳以上の後期高齢者数は、平成 18 年 10 月現在で 24.2 万人と県人口の 11.6 パーセントを占めています。また、総老人医療費については、対象年齢の引き上げや診療報酬改定等により、ここ数年大きな変動は見られませんが、1 人当たりの老人医療費が増加していることや、平成 19 年 10 月以降の年齢要件による被保険者数（平成 19 年度については老人保健加入者数）の増加を考慮すると、今後、本県の高齢者医療に係る医療費は年々増大していくものと見込まれます。

このような状況の中、本広域連合は後期高齢者医療制度の適正かつ安定的運営という重要な役割を担うこととなります。そのため、総合的な計画となる広域計画を策定し、本広域連合を組織する福島県内すべての市町村（以下「構成市町村」という。）や関係機関と協力しながら後期高齢者医療制度の運営を行っていくことといたします。

### 2 広域計画の趣旨

福島県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）

は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき、後期高齢者医療の事務を総合的かつ計画的に処理するため、本広域連合及び構成市町村が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものです。

### 3 広域計画の項目

広域計画は、福島県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定（資料 2）に基づき、次の項目について記載します。

- （ 1 ）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事
- （ 2 ）広域計画の実施期間に関する事
- （ 3 ）広域計画の改定に関する事

## 第 2 本広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事（資料 3）

### 1 基本目標

- （ 1 ）本広域連合及び構成市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」をはじめとする関係法令の趣旨に則り、相互に協力しながら、効率的かつ的確に業務を行い住民サービスの向上に努めます。
- （ 2 ）県を区域とすることで、今後見込まれる医療費の増大等に対応し、適正かつ安定的な財政運営に努めます。
- （ 3 ）被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、構成市町村と連携し、必要な保健事業を行うよう努めます。

### 2 本広域連合が行う事務

- （ 1 ）被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者台帳により被保険者の資格情報を管理し、被保険者資格の認定(取得及び喪失の確認、政令で定める障がいがある旨の認定)、被保険者証・被保険者資格証明書等の交付決定を行います。

**【被保険者とは】**

・本広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者、又は65歳以上75歳未満の者のうち、寝たきり等の障がいがある者。ただし、生活保護世帯に属する者等を除きます。

(2) 医療給付に関する事務

被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付の支給決定を行い、給付実績を一括管理するとともに、レセプトの点検及び保管を行います。

**【医療給付の種類】**

・療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給  
・高額療養費及び高額介護合算療養費の支給  
・その他本広域連合条例で定めるところにより行う給付

(3) 保険料の賦課に関する事務

構成市町村の保有する所得情報等の提供を受け、保険料率、保険料の賦課や減免、徴収猶予の決定等を行います。

保険料率については、保険料の収納状況、医療給付費の額等を分析し、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものとします。

(4) 保健事業に関する事務

後期高齢者の生理的機能や日常生活動作能力の低下といった特性や本県老人医療の状況(資料4~6)を踏まえ、構成市町村と連携し必要な保健事業を行うよう努めます。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

後期高齢者医療に関する被保険者等からの相談や問い合わせへの対応は、構成市町村と連携して行います。

また、被保険者等に対して制度の理解が得られるよう、構成市町村及び関係機関との連携を強化し、広報を実施します。

平成19年度については、平成20年度からの後期高齢者医療制度の実施に向けて、必要な準備業務を行います。

### 3 構成市町村が行う事務

#### (1) 保険料の徴収に関する事務

保険料について納期の設定、保険料の徴収及び滞納処分等を行います。

また、減免や徴収猶予等、保険料に関する申請の受付を行います。

#### (2) 被保険者の資格の管理に関する窓口事務

被保険者等からの資格の異動に関する申請及び届出等の受付を行います。

また、被保険者証及び資格証明書の引渡し、返還の受付を行います。

#### (3) 医療給付に関する窓口事務

被保険者等からの後期高齢者医療給付に関する申請及び届出等の受付並びに証明書の引渡しを行います。

#### (4) 上記に掲げる事務に付随する事務

保険料徴収や窓口事務等に関し、各構成市町村の被保険者等からの相談や問い合わせへの対応は、本広域連合と連携して行います。

平成 19 年度については、平成 20 年度からの後期高齢者医療制度の実施に向けて、必要な準備業務を行います。

## 第 3 広域計画の実施期間及び改定に関すること

### 1 広域計画の実施期間

この広域計画の期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とし、5 年毎に、計画期間満了前に見直しを行います。

### 2 広域計画の改定

この広域計画について本広域連合長が必要と認めた場合には、上記に掲げる期間にかかわらず、随時改定を行うものとします。

# 福島県後期高齢者医療広域連合広域計画

## 資料編

資料1 広域連合設立の経緯

資料2 福島県後期高齢者医療広域連合規約

資料3 後期高齢者医療制度について

資料4 年齢別人口(福島県・全国)

資料5 都道府県別1人当たり老人医療費の状況

資料6 福島県の後期高齢者医療費及び被保険者人口の動向

## 広域連合設立の経緯

年 月 日	経 過
平成 18 年	
6 月 21 日	「健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
8 月 9 日	「福島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設立
8 月～11 月	市町村の後期高齢者医療担当課長による幹事会及び担当者による部会(総務、資格管理、給付及び電算)での検討・協議
11 月 6 日	設立準備委員会において、福島県後期高齢者医療広域連合規約案の決定
12 月～平成 19 年 1 月	市町村の議会において、広域連合の設立に係る規約案を議決
平成 19 年	
1 月 19 日	福島県知事に広域連合の設置許可を申請
1 月 26 日	福島県知事の設置許可指令書の交付
2 月 1 日	「福島県後期高齢者医療広域連合」設立 広域連合長選挙を行い、瀬戸孝則福島市長を初代広域連合長に選出
2 月～3 月	広域連合議会議員の選挙
3 月 28 日	平成 19 年第 1 回福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会 地方公共団体として必要な条例、規則等の整備

## 福島県後期高齢者医療広域連合規約

(福島県指令市町村第1498号)

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、福島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する市町村)

第2条 広域連合は、福島県内の別表第1に掲げる市町村(以下「構成市町村」という。)をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、福島県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第2に定める事務については構成市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の実施期間に関すること。
- (3) 広域計画の改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、福島県福島市中町8番2号に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、16人とする。

2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 4人

- ( 2 ) 町村長 4 人
- ( 3 ) 市議会議員 4 人
- ( 4 ) 町村議会議員 4 人

( 広域連合議員の選挙の方法 )

第 8 条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- ( 1 ) 前条第 2 項第 1 号に掲げる者 構成市町村のすべての市長をもって組織する団体又は構成市町村(市に限る。)の長のうちその総数の 4 分の 1 以上の者
- ( 2 ) 前条第 2 項第 2 号に掲げる者 構成市町村のすべての町村長をもって組織する団体又は構成市町村(町村に限る。)の長のうちその総数の 4 分の 1 以上の者
- ( 3 ) 前条第 2 項第 3 号に掲げる者 構成市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村(市に限る。)の議会の議員のうちその定数の総数の 20 分の 1 以上の者
- ( 4 ) 前条第 2 項第 4 号に掲げる者 構成市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村(町村に限る。)の議会の議員のうちその定数の総数の 20 分の 1 以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する者にあつては各市議会、前条第 2 項第 2 号及び第 4 号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。

3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

( 広域連合議員の任期 )

第 9 条 広域連合議員の任期は、当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

( 広域連合の議会の議長及び副議長 )

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

( 広域連合の執行機関の組織 )

第 1 1 条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

( 広域連合の執行機関の選任の方法 )

第 1 2 条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第 1 5 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、構成市町村の会計管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 5 3 号）附則第 3 条第 1 項の規定により、従前の例により在職するものとされた収入役を含む。）のうちから、広域連合長が選任する。

( 広域連合の執行機関の任期 )

第 1 3 条 広域連合長の任期は、当該市町村長の任期による。

2 副広域連合長の任期は、4 年とする。ただし、構成市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

3 会計管理者が構成市町村の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

( 補助職員 )

第 1 4 条 第 1 1 条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

( 選挙管理委員会 )

第 1 5 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

( 監査委員 )

第 1 6 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する構成市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条第2項、第12条第5項及び第13条第3項 平成19年4月1日
- (2) 第4条並びに別表第3の2の項及び3の項 平成20年4月1日  
(補助職員に関する経過措置)

2 平成19年3月31日までの間は、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

(広域連合の処理する事務に関する経過措置)

3 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

(選挙に関する特例)

4 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、福島県福島市上町4番25号にて行うものとする。

別表第 1 ( 第 2 条関係 )

福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市  
 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見  
 町 川俣町 飯野町 大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只  
 見町 南会津町 北塩原村西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町  
 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 西郷村 泉崎  
 村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町鮫川村 石川町 玉川村  
 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 楢葉町 富岡町  
 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯館村

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

- ( 1 ) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ( 2 ) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- ( 3 ) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- ( 4 ) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- ( 5 ) 保険料に関する申請の受付
- ( 6 ) 前各号の事務に付随する事務

別表第 3 ( 第 1 7 条関係 )

1 共通経費

項 目	負担割合	備 考
均等割	1 0 %	1 高齢者人口割については、前年度の 3 月 3 1 日現在の住民基本台帳及び 外国人登録原票に基づく満 7 5 歳以 上の人口による。 2 人口割については、前年度の 3 月 3 1 日現在の住民基本台帳及び外国人 登録原票に基づく人口による。
高齢者人口割	4 5 %	
人口割	4 5 %	

2 医療給付に要する経費

法第 9 8 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項 目	市町村が納付すべき額
法第 1 0 5 条に定める市町村が 納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額 及び低所得者等の保険料軽減額相 当額

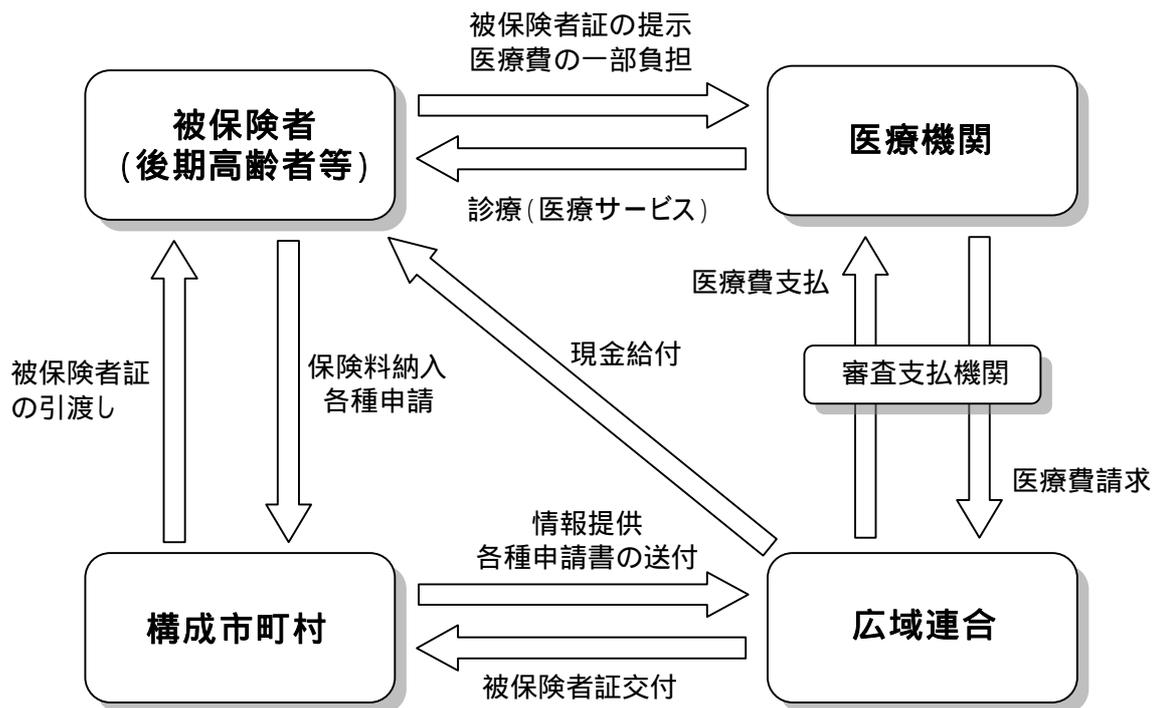
## 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を対象とする独立した医療制度です。

福島県内の全市町村が加入する広域連合が財政運営全般を行い、市町村では保険料徴収と窓口業務を行います。

また、後期高齢者等の被保険者は保険料を納め、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して診療を受けることになります。

## 後期高齢者医療制度のしくみ（平成20年4月から）



## 年齢別人口(福島県・全国)

平成 18 年 10 月 1 日現在、福島県の 75 歳以上人口は 242,233 人で県人口の 11.6% を占め、全国 (9.5%) よりも高い水準にあります。

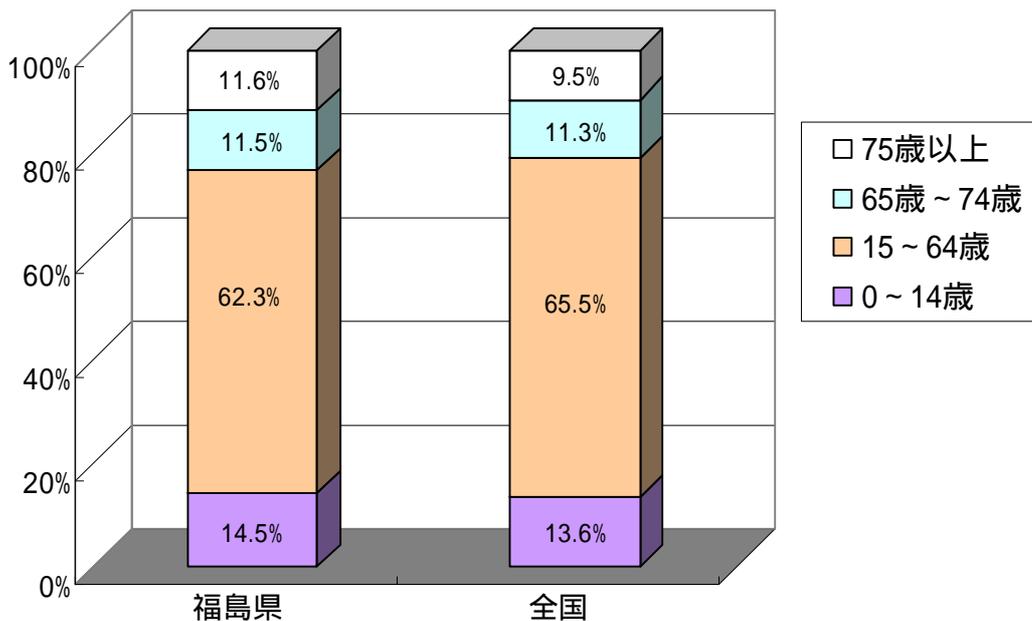
また、前年度 (232,842 人、11.1%) と比較しても 0.5 ポイント程度上昇しており、今後更に増え続けていくものと予想されています。

	福島県		全国	
	人口 [千人]	割合 [%]	人口 [千人]	割合 [%]
0～14 歳	301	14.5	17,435	13.6
15～64 歳	1,296	62.3	83,731	65.5
65 歳～74 歳	240	11.5	14,438	11.3
75 歳以上	242	11.6	12,166	9.5

出典：総務省統計局「平成 18 年度推計人口」

(注) 四捨五入のため構成割合の和は 100 にならない。

### 年齢別人口構成割合



## 都道府県別1人当たり老人医療費の状況

平成 17 年度の福島県の 1 人当たり老人医療費は、758 千円で 47 都道府県中 32 位となっており、全国平均を下回るものの東北 6 県の中では最も高い数字となっています。

1 人当たり老人医療費は、対象年齢の引き上げや医療の高度化のため、全国的に増加傾向にあり、その適正化が今後の課題とされています。

都道府県	順位	1人当たり老人医療費 [千円]	都道府県	順位	1人当たり老人医療費 [千円]
福 岡	1	1,019	滋 賀	26	780
北 海 道	2	1,001	鳥 取	27	780
高 知	3	958	富 山	28	779
大 阪	4	958	埼 玉	29	774
長 崎	5	944	神 奈 川	30	764
広 島	6	935	島 根	31	764
沖 縄	7	918	福 島	32	758
佐 賀	8	915	宮 城	33	758
鹿 児 島	9	899	岐 阜	34	755
京 都	10	893	秋 田	35	754
大 分	11	887	群 馬	36	740
熊 本	12	887	青 森	37	737
石 川	13	881	山 梨	38	732
山 口	14	870	三 重	39	717
香 川	15	865	茨 城	40	715
岡 山	16	854	千 葉	41	713
兵 庫	17	838	栃 木	42	712
東 京	18	820	静 岡	43	709
徳 島	19	814	岩 手	44	698
愛 媛	20	813	山 形	45	696
愛 知	21	812	新 潟	46	687
和 歌 山	22	808	長 野	47	673
奈 良	23	802			
宮 崎	24	801			
福 井	25	800	全国平均	-	821

出典：厚生労働省「老人医療費の状況について」

(注) 表の順位及び 1 人当たり老人医療費については平成 17 年度の見込を記載。

## 福島県の後期高齢者医療費及び被保険者人口の動向

福島県の老人医療費は、対象年齢の引き上げによる被保険者数の減少や、診療報酬改定等により横ばい、遞減の状況にありましたが、平成 19 年 10 月以降、年齢要件による被保険者の増加が見込まれており、それとともに医療費も今後増加傾向に転じるものと予想されます。

年度	医療費 [億円]	被保険者数 [人]
H16 年度	2,179	300,687
H17 年度	2,181	286,766
H18 年度	2,098	273,000
H19 年度	2,089	264,000
H20 年度	2,148	271,000
H21 年度	2,217	280,000
H22 年度	2,271	287,000
H23 年度	2,323	293,000

(注) H16 年度～H17 年度については福島県老人医療事業年報から記載した実績、H19 年度以降は推計。

(注) H18 年度については 10 ヶ月分 (H18.3～H18.12) の実績と 2 ヶ月分 (H19.1～H19.2) の推計の和。

(注) 文中及び表の「被保険者」とは、平成 19 年度以前については老人保健加入者、平成 20 年度以降については後期高齢者医療制度の被保険者を指す。

